

研究協力事業費助成金交付規程

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度規程第 50 号

- 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日平成 16 年度規程第 13 号
- 一部改正 平成 17 年 3 月 31 日平成 16 年度規程第 50 号
- 一部改正 平成 18 年 3 月 31 日平成 17 年度規程第 62 号
- 一部改正 平成 19 年 3 月 30 日平成 18 年度規程第 51 号
- 一部改正 平成 20 年 3 月 31 日平成 19 年度規程第 70 号
- 一部改正 平成 21 年 3 月 31 日平成 20 年度規程第 64 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う経済産業省からの研究協力事業費補助金交付要綱に基づく研究協力事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、研究協力事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）に定められたものによるほか、この規程による。

(交付の対象)

第 3 条 機構は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）において必要があり、かつ、当該開発途上地域の試験研究機関等が自らでは実施することが困難な研究開発を当該試験研究機関等と共同して行う者に対し、当該研究開発に必要な経費を助成する。

(交付に係る選定の基準)

第 4 条 機構は、助成金の交付の相手方（以下「助成事業者」という。）の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- 一 開発途上地域の試験研究機関等が自らでは実施することが困難な研究開発を当該試験研究機関等を補完して実施する技術的能力を有すること。
- 二 当該研究開発を行うに当たっての体制（相手国との協力体制等）が整備されていること。
- 三 関連分野の研究開発等に関する実績を有すること。
- 四 研究実施場所を海外（相手国内）に確保し、それらを運営・管理できる能力を有すること。
- 五 助成事業遂行に必要な経営基盤を有し、かつ経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(助成対象経費)

第 5 条 機構が行う助成対象経費の助成は、第 3 条に規定する研究開発に必要な経費のうち、機構が別表に定めるものの範囲とする。

(助成金の交付額)

第 6 条 前条に規定する経費に対して交付する助成金の額は、予算の範囲内であって、前条に規定する助成対象経費に対し定額とする。

(助成事業の選定)

第7条 機構は、提案公募型開発支援研究協力及び環境技術総合研究協力並びに途上国提案型開発支援研究協力に係る助成金の交付の対象となる事業の実施を希望する者に対し、機構が別に指示する公募要領に基づき提案書を提出させ、その内容について別に定める審査基準に基づき審査し、助成事業を選定するものとする。

(交付の申請)

第8条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び機構が別に指示する書面を添付して機構が別に指示する期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第9条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うこととする。ただし、提案公募型開発支援研究協力及び環境技術総合研究協力並びに途上国提案型開発支援研究協力に係る助成金の交付の対象となる交付申請書については第7条に定める審議結果を参考としてその内容を審査することとする。

2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知する。

3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 機構は、助成金の交付が適当でないとき、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第10条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

二 助成事業者は、決定された助成金の額の変更又は助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争入札によるべきこと。

五 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。

六 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指

示を受けるべきこと。

- 七 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から50日以内に研究協力の成果報告書を機構に提出すべきこと。
- 八 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第3号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了したときは、当該会計年度終了日に、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が第21条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十二 助成事業者は、第21条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十三 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十四 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくべきこと。
- 十五 助成事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内において、当該助成金により取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき（以下「処分」という。）は、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十六 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 十七 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から5日以内に、様式第5による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 十八 助成事業者は、機構が助成事業の遂行にあたって指導、監督を行うときは、これに従うべきこと。
- 十九 助成事業者は、助成事業を行うに当たって生じた事故、損害等については自己の責任とし、機構にいかなる責任も負わせないこと。
- 二十 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示があった際は、助成事業の効果等を報告すべきこと。
- 二十一 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。
- 二十二 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講じるなど、適切に対処すること。

(申請の取下げ)

第11条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者が前条により付された条件のうち同条第17号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第12条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
 - 三 交付を決定された助成金の額を変更しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 第9条及び第10条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。
- 4 機構は、第1項各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、様式第7による計画変更届出書を提出させるものとする。ただし、機構が別に定める助成対象事業の内訳に係る配分額ごとの100分の10以内の変更であり、かつ直接人件費を増加させない変更である場合を除く。

(助成事業の承継)

第13条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更された場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 助成事業者は、第9条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 機構が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、助成事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、助成事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、助成事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 機構は、助成事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 機構は、助成事業者による債権譲渡後も、助成事業者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて助成事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、

機構が行う弁済の効力は、会計事務の取扱いに関する機構達（平成15年度機構達第6号）第5条の規定に基づき、出納命令職又は出納命令職代理が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（助成金の額の確定）

第15条 機構は、助成事業者から実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と実績報告書により報告された費目毎の経費の実支出額のうちいずれか低い額とする。

（助成金の支払）

第16条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第9による助成金精算（概算）払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第17条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了の日後に提出する実績報告書に様式第11による取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。

3 助成事業者は、取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部を機構に納付しなければならない。

（財産の処分制限）

第18条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第12による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 機構は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、処分の目的が交付要綱第2条の交付の目的に合致する場合に承認するものとする。

5 前条第3項の規定は、第3項の承認をする場合に準用する。

（中止又は廃止の承認）

第19条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第6に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第13により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

3 第15条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）

第20条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- 二 助成事業者が、第9条の規定により交付の決定の内容に違反したとき。
- 三 助成事業者が、第10条の規定により付された条件に違反したとき。

四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。

五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 前項の規定は、第15条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第13に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第21条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第15条第1項の規定に基づき額の確定をした場合(第19条第3項において準用する場合を含む。)において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

一 返還すべき助成金の額

二 加算金及び延滞金に関する事項

三 納期日

4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第14又は第15により報告させるものとする。

5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第22条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第16により速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は、第9条第5項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第23条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(その他必要な事項)

第 25 条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 15 年度規程第 50 号)

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年度規程第 13 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年度規程第 50 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年度規程第 62 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年度規程第 51 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年度規程第 70 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年度規程第 64 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成対象経費

助成対象経費の区分	内 容
1. 環境技術総合研究協力	現地調査費、研究費、設備費、研究者受入費、成果普及費、委員会経費、報告書作成費等
2. 提案公募型開発支援研究協力	現地調査費、研究費、設備費、研究者受入費、成果普及費、委員会経費、報告書作成費等